

■ 学校法人会計について

■ 学校法人会計基準とは

学校法人とは、学校教育法及び私立学校法の定めにより、私立学校の設置を目的に設置された法人です。学校法人は、私立学校を運営し教育・研究活動を行うことを目的とする公共性の高い法人であり、営利を目的とする企業とは異なります。また、私立学校は安定性・継続性が求められるとともに、中長期にわたって持続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理基準として制定されたものが「学校法人会計基準」です。

公共性の高い学校法人が、教育・研究活動を継続して行い持続的に存続していくためには、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。そのため、学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付して所轄庁（文部科学省）へ届け出なければならないことになっています。

■ 企業会計との違い

企業会計では、収益と費用を正しくとらえて、営業年度の正しい損益を計算し、併せて企業の財政状態を知ることによって、より収益力を高め、財政的安全性を図ることを目的としています。一方、学校法人は、教育研究活動により社会に有為な人材を育成することを目的とし、その収入の多くは学生生徒等の納付金や国や地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い法人であり、企業のように収益の獲得を目的としてはおりません。したがって、学校法人会計には、損益の計算という目的はなく、また一般の企業に比べてより一層の持続性が望まれます。

以上のことから、学校法人会計の目的は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、法人の持続的発展に役立てようとすることにあり、その目的を達成するため、計算書類等を作成することになっています。

■ 計算書の種類

学校法人が学校法人会計基準に基づき、作成しなければならない計算書類は次のとおりです。

【資金収支計算書】

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。企業会計のキャッシュフロー計算書に近い性格の計算書です。

【事業活動収支計算書】

当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容及び収支の均衡状態を明らかにし、学校法人の経営状況が健全であるかどうかを示すものです。企業会計の損益計算書に近い性格の計算書です。

【貸借対照表】

年度末日における資産、負債、及び純資産の残高を示し、学校法人の財政状態を明らかにするものです。

■ 学校法人会計について

Ⅰ 資金収支計算書の科目

【資金収入】

学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金等学生生徒から納入された納付金の収入です。
手数料収入	入学検定料、試験料、証明書発行手数料等です。
寄付金収入	寄贈者から贈与された金銭です。
補助金収入	国や地方公共団体等から交付される補助金です。
資産売却収入	不動産や有価証券等の売却による収入です。
付随事業・収益事業収入	厚生施設の利用料、課外講座、外部機関からの受託事業等の収入です。
受取利息・配当金収入	預金、貸付金、有価証券等の受取利息です。
雑収入	所有施設の利用料等による収入の他、上記の各収入以外の収入です。
借入金等収入	金融機関から借り入れた資金です。
前受金収入	翌年度分の授業料、施設設備資金等が当年度に納入された場合の収入です。
その他の収入	各種引当特定資産から取り崩した収入や前会計年度における未収入金の当該会計年度における収入などです。
資金収入調整勘定	当該会計年度内に収入金額が確定しているが、当年度末までに収納されなかったもの（期末未収入金）や、前年度末に前受金として計上したもの（前期末前受金）をこの科目によりマイナス符号で調整します。
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越した現金・預金の有り高です。

【資金支出】

人件費支出	教職員に支給する本俸、期末手当、各種手当、退職金財団掛金等です。
教育研究経費支出	教育・研究活動や学生生徒の学修支援・課外活動支援等に支出する経費です。
管理経費支出	総務、人事、経理業務や学生募集活動等、教育研究活動以外の活動に支出する経費です。
借入金等利息支出	借入金等に対する支払利息です。
借入金等返済支出	借入金の返済を行った額です。
施設関係支出	土地、建物（附属する施設設備含む）、構築物、建設仮勘定等の支出です。
設備関係支出	教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車輛等の支出です。
資産運用支出	有価証券を購入した場合や、各種引当特定資産へ積み立てる支出です。
その他の支出	前年度に未払金として計上したものを当該年度に支払う前期末未払金支出や貸付金支出などです。
予備費	予算編成時において予期しない支出に対応するために設けている額です。
資金支出調整勘定	当該会計年度内に支払金額が確定しているが、当年度末までに未払いとなったものをこの科目によりマイナス符号で調整します。
翌年度繰越支払資金	翌年度に繰り越す現金・預金の有り高です。

■ 学校法人会計について

Ⅰ 事業活動収支計算書特有科目

【事業活動収入】

現 物 寄 付	土地、建物、備品、図書等の受贈額です。
資 産 売 却 差 額	不動産や有価証券等を売却し、その売却収入が帳簿価格よりも上回っている場合にその差額を計上します。
基 本 金 組 入 額	学校法人において維持すべきものとされる資産の取得額を帰属収入のうちから組み入れた額です。

【事業活動支出】

退職給与引当金繰入額	年度末に在籍する教職員全員の退職金のうち、一定額を引当金として確保するために必要額を繰り入れるものです。
減 価 償 却 額	時の経過による老朽化等により価値が減少する固定資産について、資産としての価値を減少させ、取得原価を毎年度の消費支出に合理的に分配するものです。
資 産 処 分 差 額	不動産や有価証券等を売却し、その売却収入が帳簿価格よりも下回っている場合にその差額を計上します。

Ⅰ 貸借対照表の科目

資 産 の 部	固定資産は、土地、建物、機器備品等の有形固定資産と貸借対照表日（当該年度末）後1年を超える長期で保有する有価証券や翌々年度以降に回収される貸付金、退職金の支払や固定資産を取得するために保有する特定資産等です。 流動資産は、現金・預金、短期（1年以内）で運用する有価証券、翌年度の収入となる未収入金などです。
負 債 の 部	固定負債は、返済期日が貸借対照表日（当該年度末）後1年を越えて到来する長期借入金や長期未払金などです。その他、将来において負担すべき退職金を一定の基準で算出した額である退職給与引当金も含まれます。 流動負債は、返済期日が1年以内に到来する短期借入金や未払金などです。その他、前受金や預り金なども含まれます
純 資 産 の 部	基本金は、学校法人が教育研究の維持・充実に必要な資産（校地・校舎・機器備品等）を永続的に保持するための金額です。学校法人会計基準では当該年度に帰属収入のうちから基本金へ組み入れる仕組みになっており、以下の4つに分類されます。 第1号基本金：施設・設備、規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額 第2号基本金：将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する金銭その他の資産の額 第4号基本金：恒常的に保持すべき資金 繰越収支差額は、各年度の「当年度収支差額」の累積額です。各年度の当年度収支差額は、事業活動収支計算書にて計算・表示されますが、貸借対照表においては、その累積額が表示されることとなります。